

議案第 67 号

狭山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

狭山市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第 3 条を削る。

第 2 条第 1 項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1）給水区域は、別表のとおりとする。

（2）給水人口は、17 万 3,200 人とする。

（3）1 日最大給水量は、8 万 5,000 立方メートルとする。

3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1）計画処理区域面積は、4,125 ヘクタールとする。

（2）計画処理人口は、17 万 7,300 人とする。

（3）計画 1 日最大処理能力は、12 万 5,430 立方メートルとする。

第 2 条第 4 項を削り、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（地方公営企業法の適用）

第 2 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第 4 条第 1 項中「地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第 2 項中「水道事業の管理者」を「法第 8 条第 2 項の規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 5 条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「20,000 千円」を

「2,000万円」に改める。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「50千円」を「5万円」に改める。

第7条の見出し中「寄付」を「寄附」に改め、同条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「寄付」を「寄附」に、「5,000千円」を「500万円」に改める。

第8条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

別表中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 狭山市下水道事業特別会計条例(昭和50年条例第5号)は、廃止する。

平成22年9月1日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定を適用させるため、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。